

（工事工程表及び請負代金内訳書）

第3条 受注者は、この契約の締結後14日以内に設計図書に基づいて工事工程表及び請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 受注者は、この契約に変更等があり、かつ、発注者から請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に変更後の工事工程表を作成し発注者に提出しなければならない。

4 工事工程表及び内訳書は、この契約の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。